

盛岡広域振興局長告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安代土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年11月10日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 就任

(1) 理事

米 川 次 郎	八幡平市田山 2 番地
本 宮 武 彦	〃 上の山314番地
羽 澤 敦 志	〃 五日市125番地
佐 藤 千 一	〃 古屋敷34番地
勝 又 安 正	〃 寺志田 6 番地 1
立 花 和 男	〃 星沢103番地 9
八 幡 正 行	〃 大面平45番地

(2) 監事

高 橋 實	八幡平市作平184番地
盛 内 光 市	〃 上の山78番地

2 退任

(1) 理事

米 川 次 郎	八幡平市田山 2 番地
本 宮 武 彦	〃 上の山314番地
羽 澤 敦 志	〃 五日市125番地
佐 藤 千 一	〃 古屋敷34番地
勝 又 安 正	〃 寺志田 6 番地 1
立 花 和 男	〃 星沢103番地 9
八 幡 正 行	〃 大面平45番地

(2) 監事

高 橋 實	八幡平市作平184番地
小山田 和 義	〃 中佐井61番地